

3 猫問題対策

(1) 飼い猫の適正飼育の推進

猫の放し飼いによる、周辺住民への危害や迷惑の発生を防止します。

現 状

- 猫の適切な飼い方を示した「福岡市ねことの共生ガイドライン」を策定しています。
- 飼い猫への名札等の装着、室内飼い、不妊去勢手術に関する指導啓発を行っています。

課題(問題点)

- 猫の適正飼育に関する認識が不足している飼い主がいます。
- 名札やマイクロチップ装着など飼い主を明示していない飼い主が多くいます。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
飼い猫の登録制度	長期	● 登録制度の効果や必要性について検討を行います。
猫の飼い主に対する指導啓発	継続	○ 名札やマイクロチップの装着及び猫の室内飼いの有効性を周知します。 ④ (2)参照 ○ 不妊去勢手術の徹底に関する指導啓発を行います。 ② (2)参照



猫の室内飼育設備の例

(2) 飼い主のいない猫問題対策の実施

飼い主のいない猫による、周辺住民への危害や迷惑の発生を防止します。

現 状

- 地域猫活動を行う地域に対し、技術的助言や活動初期(1年間)の不妊去勢手術無償実施などの支援を行っています。
- 飼い主のいない猫への無責任な給餌行為者に対する指導啓発を行っています。

課題(問題点)

- 「地域猫活動」に対する理解が市民に浸透していません。
- 地域猫活動がうまくいく地域といかない地域があります。
- 飼い主のいない猫への無責任な給餌行為者がいます。
- 無責任な給餌行為に対する効果的な指導啓発が必要です。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
地域猫活動の支援方法の検討	中期	◎地域猫活動地域の実態調査を行い成果を検証します。 ◎地域猫活動地域への支援方法を再検討します。
地域猫活動の啓発	継続	○地域猫活動の意義や事業内容について様々な媒体を活用し、市民へ周知します。 ○地域猫活動の効果を上げている地域の活動内容や成果をまとめ、他の活動地域やこれから活動を始める地域に活かします。
猫への無責任な餌やり防止対策	中期	◎飼い主のいない猫の無責任な給餌行為者への効果的指導啓発方法を検討します。

地域猫活動とは・・・？

地域住民が主体となって、周辺住民の理解を得た上で、屋外で生活する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせ、トイレやエサやりの時間を決めるなど、一定のルールに従い猫を世話することで問題解決を図っていく活動です。



4 譲渡及び返還の推進

(1) 譲渡事業の充実

動物愛護管理センターに収容した犬猫の適性判断を適切に行い、譲渡を推進します。

現 状

- 犬の譲渡
「犬の譲渡実施要領」に基づき、収容犬の性格性質等を判定した後、飼育適性のある犬を譲渡しています。
- 猫の譲渡
「猫の譲渡実施要領」に基づき、人に馴れた猫を譲渡しています。
- 譲渡犬猫の管理
譲渡する犬猫には原則不妊去勢手術と混合ワクチン接種をしています。
- 譲渡先への対応
適正飼育に関する模範的な飼い主の育成につながるよう、譲渡先の飼い主には譲渡前に研修及び飼育場所の調査を行っています。譲渡後も電話などで飼育状況の確認を行っています。
- 動物関係団体等との共働
市から直接譲渡することが困難と判断された犬猫については、動物関係団体の持つノウハウで社会性の低い犬等のしつけを行うなどして譲渡を行っています。

課題(問題点)

- 動物愛護管理センターに収容される犬猫の大部分を占める子猫については収容頭数が多いことや哺乳などの飼育管理の困難さから、譲渡できていません。
- 犬猫の飼育適性の判断は客観的に行う必要があります。
- 動物愛護管理センターから犬猫を入手できることがあまり知られていません。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
動物関係団体の協力による譲渡適性判断	中期	◎譲渡対象となる犬猫を増やすために動物関係団体と協力して新たな適性判断基準を見直します。
子猫の譲渡方法の確立	短期	◎子猫の譲渡要領の作成と体制整備
多様な広報媒体の活用	継続	○ホームページ、市政だより、チラシなどの配布等により譲渡事業について広報を行います。

(2) マイクロチップ装着の推進

動物逸走時の飼い主の迅速な特定や遺棄の防止を図るため、所有者を明示する有効な方法であるマイクロチップの猫への装着を推進します。

現 状

- 猫の不妊去勢手術とあわせてマイクロチップを装着する場合に助成を行っています。
- 動物愛護管理センターにはマイクロチップリーダーを常備しています。
- 警察等動物を収容する機関からの依頼に応じて、マイクロチップリーダーによる読み取りを実施しています。

課題(問題点)

- 全国的にマイクロチップの装着率が低く、市民や動物の飼い主にその必要性や有用性を周知する必要があります。
- 動物を収容する可能性のある機関の中に、マイクロチップリーダーを設置していないところがあります。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
譲渡猫へのマイクロチップの装着	中期	◎譲渡猫へのマイクロチップ装着を検討します。
関係機関との連携	中期	◎警察署等動物を収容する機関へマイクロチップリーダー設置を呼びかけます。 ④ (3)参照
マイクロチップ装着の推進	継続	○飼い主への直接指導や街頭でのチラシ等の配布により、犬猫の所有者明示の必要性を啓発し、マイクロチップ装着の有用性を周知します。 ③ (1)、 ④ (3)参照 ○飼い主や市民へマイクロチップの有用性を周知するため、猫へのマイクロチップ装着費用の一部助成を行います。



マイクロチップとリーダー



(3) 収容動物の返還推進

収容された動物のうち飼い主がいるものは可能な限り飼い主へ返還します。

現 状

- 警察と連携し収容動物の情報を共有しています。
- 犬鑑札の装着等所有者明示の啓発を行っています。
- 収容動物についてホームページを利用した情報提供を行っています。
- 動物愛護管理センターに収容された犬猫はマイクロチップの読取を行っています。

課題(問題点)

- 動物の収容情報が必ずしも飼い主に伝わっていない状況があります。
- ほとんどの収容動物に飼い主情報が明示されていません。
- 所有者明示推進と逸走防止についての啓発が必要です。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
ホームページわんにゃんよかネットによる情報発信	中期	◎隣接する自治体の収容情報を統合したウェブサイトの開設を検討します。⑦(1)参照
	継続	○収容動物に関する情報の内容を充実します。
迷い犬猫情報の広報	継続	○動物愛護管理センターに飼い主不明の犬猫が収容されること、迷い犬猫の情報が集まることを広報していきます。
飼育動物の所有者明示	継続	○犬の鑑札及び注射済票の装着、猫の名札、犬猫のマイクロチップ装着を推進します。 ○犬猫の逸走防止の啓発を行います。④(2)参照
マイクロチップリーダーの活用	継続	○収容犬猫等において、マイクロチップリーダーによる読み取り、所有者の確認を行います。
警察との連携強化	継続	○警察に収容された犬猫の最新の情報を収集します。 ○警察機関へのマイクロチップリーダーの設置などによる所有者の確認に関する技術的な協力体制を検討します。④(2)参照

5 狂犬病予防

(1) 犬の登録率及び狂犬病予防注射実施率の向上

狂犬病の発生やまん延防止のため、犬の登録率及び狂犬病予防注射実施率の向上を図ります。

現 状

- 犬の飼い主に起因する苦情対応などの機会を捉え、飼い主への指導啓発を行っています。
- ドッグラン施設利用者や公園・河川敷等での散歩中の飼い主に対し指導啓発を行っています。
- ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。
- 動物取扱責任者研修の中で狂犬病予防法についての説明を行っています。

課題(問題点)

- 犬の登録及び狂犬病予防注射実施の法的義務及びその必要性を全ての飼い主が十分に認識しているとは言えません。
- 飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行っていない飼い主がいます。
- 登録犬の死亡や転出入などの変更の届出をしていない飼い主がいます。
- 屋外で行う集合注射は犬の健康管理や衛生面で課題があります。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
犬の登録並びに鑑札及び注射済票の交付の利便性の向上	短期	● 登録や注射実施時に、直接、犬鑑札や注射済票を受け取ることができる動物病院を拡充します。
	中期	● 犬の購入時に登録が可能なペットショップの実現を検討します。
飼い主指導	短期	◎ 狂犬病予防注射を行っていない飼い主に対し注射を促すため再通知の方法を改善します。
	継続	● 飼い主宅への訪問による直接指導を行います。
飼い主情報の把握	中期	● 動物病院や動物取扱業者等と連携した飼い主情報の収集方法を検討します。 ● 飼い主の実態調査を行います。
犬の転入手続きの周知	短期	● 区役所窓口にて犬の転出入に関するチラシを配置するなど転出入者への周知を徹底します。
犬の死亡手続きの簡便化	短期	◎ 電子申請を導入します。
集合注射のあり方の検討	短期	◎ 集合注射日時のSNSを利用した広報を行います。
	継続	○ 衛生面などの観点から適切な注射会場や実施方法について引き続き検討します。
指導啓発の充実	継続	○ ドッグラン施設や公園・河川敷等、飼い主が集まる場所において指導啓発を行います。 ○ 狂犬病の正しい知識を広く市民へ啓発します。
多様な広報媒体の活用	継続	○ ホームページ、SNS、動画サイト、市政だより、チラシなどの配布・回覧等の媒体を有効に活用し、登録及び狂犬病予防注射の実施義務について広報します。
飼い主情報の把握	継続	○ 電話や訪問等により飼い主情報を収集します。
動物取扱業者による啓発指導	継続	○ 動物取扱責任者研修の中で、犬の販売時等において飼い主責任の説明を徹底するよう指導を行います。

(2) 鑑札及び注射済票装着の徹底

飼い犬を登録し、狂犬病予防注射を受けさせていることを明示するために、「鑑札」と「注射済票」の装着を徹底します。

現 状

- 犬の飼い主に起因する苦情対応などの機会を捉え、飼い主への指導啓発を行っています。
- ドッグラン施設利用者や公園・河川敷等での散歩中の飼い主に対し指導啓発を行っています。
- ホームページ、市政だより、チラシなどの配布・回覧等による啓発を行っています。
- 動物取扱責任者研修の中で狂犬病予防法についての説明を行っています。

課題(問題点)

- 鑑札及び注射済票の装着についての法的義務やその必要性が十分に知られていません。
- 飼い犬に鑑札や注射済票を装着していない飼い主がいます。

【具体的施策】

項 目	達成期間	実 施 内 容
啓発指導の充実	継続	○ドッグランや公園・河川敷等において鑑札及び注射済票を装着していない飼い主に対し指導を行います。
多様な広報媒体の活用	継続	○ホームページ、SNS、動画サイト、市政だより、チラシなどの配布・回覧等の媒体を有効に活用し、鑑札及び注射済票の装着義務について広報します。
動物取扱業者による啓発指導	継続	○動物取扱責任者研修の中で、犬の販売時等において飼い主責任の説明を徹底するよう指導を行います。
飼い主指導	継続	○飼い主宅への訪問による直接指導を行います。



鑑札



済票